

(出典:Wirtschaft und Statistik,12/96,S.803)

職員の推移をみても旧連邦州では 30.1%の増加に対して、新連邦州では37.4%減少し、とくにフルタイムの職員は51.3%減少し、その代わりにパートタイム職員が28.7%増加している。

施設の種別で見ると旧連邦州では全児童通園施設定数の 91%が幼稚園であり、三歳未満保育所は2.2%、学童保育は6.9%、その他が3.1%であるのに対して、新連邦州では幼稚園は59%、三歳未満児保育所は11%、学童保育が30%、その他が27.6%となっていて、新連邦州では幼稚園の定数に比較すると、三歳未満保育所や学童保育の割合が高いことがわかる。児童 100 に対する年齢毎の保育定数を、新・旧連邦州で比較すると次のようになる。

	旧連邦州	新連邦州
3 歳未満	2.2	41.3
3-6 歳	85.2	117
6-10 歳	5.1	34.1
6-12 歳	3.5	22.6
6-14 歳	2.6	16.7

(出典:Wirtschaft und Statistik 12/96,S.806)

すなわち、すべての年齢層において新連邦州は児童数に対する定数が多いことがわかる。

5.幼稚園への入園請求権とその背景

1996 年 8 月 1 日からすべての児童に幼稚園に入園する権利が認められ、それに伴い各州には法律にその旨を明文化する事と十分な

定員を確保することが求められることとなった。実際に、西側の多くの州ではいまだに幼稚園の設置率が非常に低く、加えて自治体の財政難の折から法律の施行は 1998 年まで延期された。

すでにみたように旧 DDR では、すべての女性は働くことが当然であり、過去 40 年の間女性は基本的に保育から解放されてきた。しかし、統一後、女性は職業を失い家庭に入らざるを得なくなったり、自治体は財政難のために多くの児童通園施設を閉鎖せざるを得なくなった。また、通園施設の職員達も統一後はその保育の内容について自信を失い混乱が生じた。それでもその量においては旧連邦州を遙かに上回っていることは明らかである。一方旧 BRD では、古くからとくに低年齢児の集団保育についての批判的な意見が強く、家庭内での育児を支援する育児手当や休業制度の充実が求められてきた。しかし、社会の変化に伴い家庭だけで育児をすることへの困難が指摘され、就学以前の子どもに対する公的教育の重要性が強く認識されるようになった。こうして、東西ドイツの統一はまさに DDR の量と BRD の質が手を結んだ転換期と言うことができる¹⁰⁾。さしあたり 3 歳から 6 歳までのすべての幼児のために場所が用意されることになるのであるが、これが単なる数の充足にとどまらず、質において、現代社会と子育てをする家庭のニーズに適った幼稚園になるように今後さまざまな取り組みや改革が必要である。

¹⁰⁾ Heidi Collberg-Schrader/Michael-Sebastian Honig, Nach dem Rechtsanspruch, in Kindertagenentwicklung, SS.141-154, Beltz Verlag, 1998

さしあたりの現状をみてみると、各州における通園施設に関する法律の制定の有無は次の通りである(※は規定有り)。

州	3歳未満	3から就学	就学年齢	年齢混合	障害児	託児制度
バーデン-ビュルテンベルク	※	※	※	※	※	
バイエルン		※				
ベルリン	※	※	※		※	※
ブランデンブルク	※	※	※		※	※
ブレーメン		※	※		※	
ハンブルク		※				
ヘッセン		※			※	
メックレンブルク フォアポムメルン	※	※	※	※	※	※
ニーダーザクセン	※	※	※	※	※	
ノルトラント-ウェストファーレン	※	※	※	※	※	
ラインラント-ファルツ	※	※	※	※	※	
ザールラント	※	※	※		※	
ザクセン	※	※	※	※	※	※
ザクセン-アンハルト	※	※	※		※	
シュレービーッヒ-ホルスタイン	※	※	※		※	※
チューリンゲン	※	※	※	※	※	

(出典: Kinderi in Tageseinrichtungen und Tagespflege, Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend., 1996. S.33)

また 1994 年 12 月 31 日現在で各州が用意している幼稚園の定員数は、3 歳から 6 歳半までの児童 100 人中次のようになっている。

州	3-6.5 歳児 100 人中定数
バーデン-ビュルツェンベルグ	92.4
バイエルン	75.5
ベルリン	69.8
西	51.4
東	97.6
ブランデンブルグ	97.3
ブレーメン	65.6
ハンブルグ	50.9
ヘッセン	78.2
メックレンブルグ-フォアポムメル	89.1
ニーダーザクセン	64.1
ノルトライン-ヴェストファーレン	63.0
ラインラント-ファルツ	90.4
ザールラント	83.6
ザクセン	97.9
ザクセン-アンハルト	92.0
シュレービッヒ-ホルシュタイン	64.9
チュービンゲン	101.9

(出典: Wirtschaft und Statistik 12/1996 S.805)

6 託児保育 (Tagespflege)

「児童・青少年福祉法」の第 23 条に定められている乳児または三歳未満児を対象として家庭に預かって保育する託児保育に関する規定を定めているのは、6 州だけで、それらはすべて新連邦州である。すなわち、ベルリン、ブランデンブルグ、メックレンブルグ-フォアポムメル、ザクセン、シュレービッヒ-ホルシュタイン、チュービンゲンである。規定されている内容はまちまちであるが、たとえばベルリンの場合は、託児保育には 3 つの種類があ

る。1-3 人を預かるもの、4 人から最大 8 人までを預かるもの、特別な世話を要する子どものためのものである。託児保育者は児童事務所から任命され、規定に従った報酬を受ける。両親は児童事務所に料金を払う。託児保育者のスーパービジョンや再教育などは児童事務所が受け持つ。しかし州によっては企業ベースで行っているところもあるし、民間福祉団体に雇用されている場合もある。

追加

資料 1 3歳未満児保育所の各州の定める保育時間と1グループあたりの人数と職員配置の基準

州	通常開所時間	グループの大きさ	職員配置
バーデン-ビュルゲンベルグ	規定なし		
バイエルン	規定なし	8-12人	資格者1+補助1
ベルリン	7-9が一般 6-19.30 12時間を超えない	保育時間による	1資格者/6人/9時間 1資格者/7人/7時間
ブランデンブルグ	8-10時間	最大10人	1資格者/7人/8-10時間
ブレーメン	ブレーメン市 13.25時 ブレーメンハーフェン 11.65時間	最大8人	1資格者(社会教育) +1介護士 親主導の場合は 1社会教育主事+親
ハンブルク	8-12時間	12-13人	2資格者/12人
ヘッセン	規定なし	7-10人	1歳未満 1資格者/8人、 1-2歳 1資格者/7人、 2-3歳 1資格者/10人
メックレンブルグ-フォアポムメルン	10時間	規定なし	1資格者/6人
ニーダーザクセン	状況に応じて	最大15人 2歳未満が7人以上は12人	1社会教育主事+1資格者/最大15人
ノルトライン-ヴェストファーレン	最低 8.5時間、最大 7-18時	混合クラス 15人	1-就学前 2資格/15人 2資格
ラインラント-ファルツ	必要に応じて弾力的	8-10人	1資格/5人
ザールラント	6時間	10人	1教育職/5
ザクセン	9時間	規定なし最大20人	2.4-3.0資格職
ザクセン-アンハルト	8時間 6-18時	12-15人	2資格職/10人
シュレーヴィヒ-ホルシュタイン	全日で昼食付き最低 6時間、最低4時間	最大10人	1.6資格、2資格(1歳未満)
チューリンゲン	10時間 6-18時	最大8人	

資料2 幼稚園(3-6歳)の保育時間1グループの人数と職員配置

州	開所時間	1グループ人数	混合クラス人数	職員配置
バーデン-ウィルテンベルグ	規定なし			
バイエルン	最低 30 時間 /週	最大 25 人	12-15 人	1 保母+0.5 介助 /1グループ
ベルリン	7-9 時間 最大 12 時間	10-12 人、半日 15 人	規定なし	1 資格 /10 人 /9 時間、1/12 人 /7 時間、1/15 人 /4-5 時間
ブランデンブルグ	8-10 時間	最大 18 人	規定なし	1 資格 /13 人 /8-10 時間
ブレーメン	必要に応じて	最大 20 人	最大 15 人	人数と保育時間による
ハンブルグ	8-12 時間(全日)、6-7(部分日)、4-5(半日)	20 人、市立 22 人、障害統合 15 人	規定なし	2 資格 /20 人、1.5 /20 人、0.75/20 人
ヘッセン	規定なし	20-25 人	規定なし	1 資格/20-25 人
メックレンブルグ-フォアポメルン	10 時間	18 人	必要に応じて	1 資格/18 人
ニーダーザクセン	4 時間半日、6 時間全日	25 人	25 以内	1 社会教育+他の資格職
ノルトライン-ヴェストファーレン	10 時間	18 人	弾力的	幼稚園:1 資格/1 保母/25 人、児童通園:2 資格/20 人
ラインラント-ファルツ	7 時間以内	20-25 人 全日 20 人	2-3 資格/7-20 人	1.75-2 人 /15-20 人
ザールラント	6 時間	20-25 人	規定なし	1 資格/12-15 人
ザクセン	9 時間	規定なし	1 教育職/13 人	1 教育職/13 人
ザクセン-アンハルト	最低 8 時間 6-18 時	12-18 人	規定なし	1 資格、1 補助 /18 人
シュレーヴィッヒ-ホルシュタイン	4 時間全日 6 時間半日	20-25 人 (2000 まで) 18-20 人 (2000 以後)	2 資格/15 人	1.5 資格/グループ
チューリンゲン	10 時間	15-18 人	最大 15 人	1.6 保母/10 時間

資料3 学童保育の保育時間とグループの人数と職員配置

州	開所時間	グループの大きさ	職員配置
バーデン-ビュルゲンラント	最低 5 時間	20 人	2 資格者
バイエルン	7-18 時	最大 25 人	25 人/1 教育職+1 補助 1 資格者
ベルリン	7 時間 /9 時間	16 人	0.8 資格者/15 人
ブランデンブルク	5-6 時間(全日)	規定なし	1 資格者/20 人
ブレーメン	10-16 時	全日は最大 20 人 後は部分、半日	1 教育職/グループ
ハンブルク	6-18 時	20-22 人最大 25 人	1 資格者/グループ
ヘッセン	規定なし	20-25 人	1 資格者/グループ
メクレンブルク-フォアポメルン	6 時間	22 人	1 社会教育+1 他の資格職
ニーダーザクセン	7 時間、7.30-16 時	最大 20 人	2 資格者/グループ
ノルトライン-ヴェストファーレン	7 時間	20 人	1.5 資格者/グループ
ラインラント-ファルツ	17 時まで最長 20 時	15-20 人	1 資格者 12 人
ザールラント	7-18 時	15-20 人	0.8 教育職,0.9 資格者
ザクセン	最大 6.30-18 時の 5 時間、早朝は 6 時間	規定なし	/早朝含む 20 人
ザクセン-アンハルト	8 時間	18 人	0.9 資格者/18 人
シュレーヒッヒ-ホルシュタイン	主体が定める	15-20 人	1.5 資格者/15-20 人
チューリンゲン	5.5 時間	15-20 人	1 資格者(5 時間)

出典 資料 1,2,3 児童通園施設委員会の 6/97 現在の状況報告を AWO の州資料により補足した

1. 東西統一

ドイツの現在の保育事情をみる際に考慮しておかなければならないことは、1990年10月の東西ドイツ統一である。第2次世界大戦後、東西に分割されたドイツは、約40年の間に、保育の面においても大きく異なる制度を育ててきた。

東側の旧ドイツ民主共和国(DDR)においては、中央集権的に組織された政治体制のもとで、労働力の不足もあって女性の就業は明白に政治的な目標となり、同時に全日保育施設の整備が進んだ。国家主導の教育計画のもとで家族と子どもは単一の価値システムで教育されたのである。ちなみに保育所(Krippe、kinderkrippe)も教育システムに組み入れられており、乳幼児期からの社会主義の思想教育が計画された。保育の方法も社会主義教育の基盤から考えられており、そのためには幼い子どもたちが一ヶ所に集まっていることが都合がよく、そのことも保育所の発達を促したといわれる。

DDRの幼稚園(Kindergarten)は「社会主義的人格の涵養」ということが明確に法律で規定され、費用も国庫から支出された。幼稚園入園の権利は法律的に保障され、3才から就学の始期にいたるまでの子どもへはほぼ同質な全日保育の場が提供されており、入園希望が叶えられないことはほとんどなかったとされる。

旧東ドイツに関しては、統計資料が少ない上に、その数字が必ずしも正確ではない場合のことも考慮しておく必要がある。ほぼ100%就園といわれる幼稚園であるが、そこでの保育の質に関する情報はほとんどなかった。統一後、少しずつその内容が明らかになってきている状態である。

しかしながら、両親がほとんど保育施設の心配をすることなく就業できるシステムが存在していたのであり、女性の働く権利の保証、自己実現の機会の提供という立場からは、旧東ドイツの体制を回顧する際に肯定的側面として語られることが多い。

一方の西側の旧ドイツ連邦共和国(BRD)においては、かつて国家社会主義(ナチズム)の時代に、中央集権的、画一的な指導を体験したことを強く反省し、戦後はそれを意識して連邦各州の権限を強化することを通して、権力の非集中化につとめてきた。連邦制という国家システムのもとで各州にかなりの権限を持たせている背景には、権力の集中を排除しようという思想がある。

旧西ドイツにおいて、家族支援計画が組織化されるに際しては、国家や自治体は個人や団体に対する助成的機能を主に果たすべきとする、助成説の原理が用いられた。保育施設についても、公立のものは、自由で公益性を持つ私立の担い手による適切な提供物がない時にはじめて出番がくるという立場をとる。

旧西ドイツでは1952年に青少年福祉法(JWG)を成立させたが、これは1922年制定の帝国青少年福祉法(RJWG)からの流れを汲んでおり、福祉における自由な私立の担い手に、公立よりも優先権を与えるという考え方を持続させている。この原理は、1990年の児童青少年福祉法(KJHG)において再確認され、定着している。

旧西ドイツの保育施設は長い間、社会的に苦境にある家族のための救済施設という見方が強く、その拡充強化にはためらいが付随していたといわれる。

この考え方に変化が生ずるのは1970年

代に入ってからである。70年代の旧西ドイツでは「教育の危機」が叫ばれ、広範囲に及ぶ教育政策上の討議が活発になされたが、そこには就学前教育も含まれており、幼稚園の在り方も深く検討された。その際、1973年の構造計画(Strukturplan)において幼稚園は正式に教育システムの中の初等領域と規定されたのだが、しかし、公的な学校システムの一部となったわけではない。実際、連邦各州において幼稚園は福祉関係各省の管轄下にある。

70年代の教育再考の流れの中で幼稚園定員は明らかに広がりを見せる。1965年には3~6才という該当年齢児の33%でしかなかった幼稚園定員は、70年代の終わりには79%となった。80年代の停滞期を経て90年代初頭に再び上昇に転ずるのであるが、それには、需要の増加と、幼稚園入園を法律上の請求権として認めるという政治的圧力の二つの原因が考えられる。

その一方で、旧西ドイツにおける保育所と学童保育所(Hort, Kinderhort)の不足は明らかである。保育所の拡充は育児休暇の普及と連動してその最適な形が論ぜられるべきであろうが、それでも施設数は不足している。幼稚園が社会的に広く認知される一方で、保育所ならびに学童保育所は救済事業といった見方が相変わらず残っていたともいわれる。90年代に入り、東西統一によりもたらされた旧東ドイツの保育所普及状況からの刺激、両親からの設置要求、保育園が子どもの発達上もよい意味を持つ施設であるという専門家たちの意見などの影響のもとに、施設増に向かいつつあるところである。

2. 社会的背景

ドイツの連邦システムを規定する根本は基本法である。ドイツが東西に分割され、ボンが暫定首都と定められた際に、将来統一し

た時のためにまだ憲法は定めず、憲法と同等であるが基本法というものを定めた。それは30数年を経て定着し、統一後、首都のベルリンへの移転が確定したのちも変更されていない。この基本法の精神のもとに、保育に関しても連邦は法律だけを決める。つまり、枠組みは連邦が作るが、各州はそれに基づく州法を作って、それを独自に運用していく。各州の固有の文化、伝統、歴史、生活等を鑑みて独自の運用がなされていく。

歴史的にふりかえると、ドイツにおける保育施設は19世紀半ばの教会や各種の自由な私的団体による育児施設にその源を持つ。これらが発展してきたものが現代の保育施設であり、伝統的に多くが私立である。おおまかに言って、幼稚園の約70%が私立、30%が自治体の運営による公立である。

保育における基本法とでもいうべきものが、連邦制定の児童青少年援助法(Kinder- und Jugendhilfegesetz, KJHG)であり、16の州はその管轄下にあるといえる。それは、各州は児童青少年援助法の執行に関して責任を負うということである。

幼稚園に関していえば、1996年1月1日以降、3歳になったすべての子どもは幼稚園入園について法律上の請求権を持つこととなった。つまり、幼稚園入園は権利であり、各自治体はその需要を満たす定員を用意する義務を負う。前述したように、幼稚園はドイツにおいては福祉施設である。

旧西ドイツ地域の母親の労働市場への参加は、旧東ドイツ地域よりも少なく、子どもの施設保育も少ない。幼稚園も半日保育が主流である。保育に関する責任は最終的には親にあるとはいえ、それを強調する姿勢は伝統的に根強いといわざるをえない。しかし、KJHGは両親の責任を明確にしつつ、需要に即応した保育施設を提供していくべきであるとの立場に立っている。このような立場の決定

に関しては、各州の担当大臣は必要に応じて連邦大臣会議に出席して重要事項を審議するシステムである。

1986年に旧西ドイツでは育児休暇法と育児手当法が施行された。当初は12ヵ月であった育児休暇は統一後の1992年に3年間に延長された。所得と関わりのある育児手当は子どもが2歳になるまで支払われる。ドイツにおいてはまた、すべての子どもが成人するまで保護者に対して児童手当が支払われている。そこには、子どもを育てる人が子どものいない人よりも経済的に負担を負うことがあればそれは緩和されなければならないという考え方があるといわれ、また、子育てという仕事への国からの感謝のしるしだともいわれる。これらの手当は国庫から支給されている。いくつかの州(バーデン=ヴュルテンベルク、バイエルン、ベルリン、テューリンゲン、ラインラント=プファルツ、ザクセン)では、連邦の育児手当と並んで、州の家族手当や育児手当を設けている。

3. 保育施設

ドイツの保育所と幼稚園は年齢別であり、初めから幼保一元化がなされている。この二者に学童保育所を加えた三施設が保育施設の主たるものであるが、いずれも所管は、家族、高齢者、女性、青少年、社会、福祉などを扱う省であり、福祉の領域に含まれる。例外はバイエルン州であり、1973年の州法により幼稚園は教育の領域に組み入れられている。ゆえに、連邦の児童青少年福祉法の幼稚園入園請求権の規定はバイエルン州では適用されない。

連邦で保育施設を管轄するのは、連邦家族・高齢者・女性・青少年省である。本部はボンにあるが、2000年をめぐりにいずれベルリンに移る。

保育所、幼稚園、学童保育所以外にもいく

つかの保育施設がある。特に70年代には広範囲の教育論議が起こる中で、連邦や州がイニシアティブをとって多くのモデルプロジェクトが実施され、保育においても様々なモデルが試された。そこでは小学校への5歳児入学も議論された。就学前クラス(Vorklasse)は5歳児用のものであり、ベルリン、ハンブルク、ニーダーザクセン州等にある。入学準備課程(Eingangsstufe)は5,6歳児用の2年間の課程でヘッセン州にある。これらの施設に通う5歳児は全5歳児に対する割合で見ると約5%である。そのほかにドイツの伝統的な施設で学校幼稚園(Schulkindergarten)がある。これは就学年齢に達してはいても就学に必要な発達の要件をまだ満たしていないとされる子どもが通うもので1年間である。これは州によっては就学前クラス、入学前クラス(Vorklasse)、準備クラス(Vorbereitungsklasse)、育成クラス(Förderklasse)などとよばれる。背景には、小学校入学年齢を柔軟に考え、小学校における留年や入学延期が特殊なものとされていないドイツの伝統があるといわれる。特殊幼稚園(Sonderkindergarten)は障害のある子どものための施設であり、バイエルン州では特殊学校の学校準備施設(Schulvorbereitende Einrichtung)になる。

これらの伝統的なものと並んで、年齢の垣根を越え、既成の施設の枠を越えた総合的保育施設とでもいうべきものがある。0~6歳児用とか、3~12歳児用とかといった、保育所、幼稚園、学童保育所の3機能を合体させて一ヶ所に設けたもので、児童通園施設とか乳幼児・児童保育センターともよばれ、通常KITA(Kindertagesstätte)と称している。ベルリンでは保育施設はKITAに収斂していく動きが強い。保育所も幼稚園も学童保育所も同じ省が所管しているドイツでは、3機能を合体した運営に管轄上の支障はあまりない。むしろ

ろ、保育所や学童保育所の不足が言われ、幼稚園全入が至上命題となった現在、既存の施設、人員の活用ができる利点があり、KITAへの関心は明らかに高い。現在のところ、KITAという言葉の用いられ方は様々であり、本来は保育施設の3機能を合体したものであるが、幼稚園の意味で用いられたり、全日保育施設を指していたりすることも見受けられる。

まず保育所であるが、これは3歳までの子どものための全日保育施設である。前述したように、旧東ドイツ地域ではかなり普及しているが、旧西ドイツ地域ではその不足が目立ち、対象年齢児の3%という提供定員数(1994年)は、とても需要を満たしてはいない。普及しない背景には、乳幼児は家庭で親の世話を受けるのが最善であるという伝統的な考えがあり、保育政策上あまり肯定的な立場を得られていないとされることに加えて、育児休暇、育児手当の普及がある。しかしながら、就業を続ける親にとっては何らかの保育援助態勢は不可欠であり、保育所に加えて、両親たちが自主的に作る保育グループの活躍が目立つ。その他、家庭での保育ママ(Tagesmutter)による保育、個人的な援助等、多様な方法が存在することがこの年齢児の保育態勢の特徴である。

幼稚園は主に3歳から6歳までの子どものための保育施設であり、ドイツでは福祉担当省が所管している。子どもの社会性の涵養を課題とし、自立、共同、協力する力を育てることをめざす。加えて、子どもの社会的、発達の条件で不利な点があればその平等化をめざすということ、また、両親を支援することも課題である。入園は自由意思であるが、保護者は収入に応じて費用を払う。それは、幼稚園の経営者が私立の福祉団体(たと

えば、ドイツ新教社会奉仕団、労働者福祉連盟、ドイツ赤十字社、ドイツカリタス連盟、その他)であろうと、自治体であろうと同じである。公立、私立とも自治体から補助金を得る。

園の経営費用を払うのは、州、自治体、両親、その他の財源(教会税、経営主体独自の財源、寄付金など)である。両親負担の額は、親の収入、子どもの年齢、全日保育か半日保育かなどによって異なる。大体総費用の20%程度である。

幼稚園の開園時間も様々である。午前中か、午後2時頃(昼休みの中断を含む)までか、全日(昼の時間も継続する)が多い。同じ園で子どもにより終了時間が多様なものもある。半日保育が多数を占める中、全日保育を希望する声が多く、しだいに全日保育が増える傾向にある。

学童保育所は6~14歳の子どものための福祉施設であるが、実際には6~10歳の子どもの多く扱っている。ドイツの学校時間は他のヨーロッパ諸国に比べても短い。「半日学校」の長い伝統があるにもかかわらず、児童のための午後の施設整備は進んでいない。旧西ドイツでの1986年の統計では6~10歳児の4.4%にあたる定員しか提供されていなかった。この場合、地域差が大きく、保育所と同様に学童保育所も大都市に多い。就学児童を持つ母親の就業率の上昇により、学童保育所の不足は近年大きな議論を呼ぶテーマとなっている。子どもは家庭が世話をすべしという伝統的な考えは、急速に進む現実社会の変化や、国民の就業観や人生観の変化に適應できなくなっている。

幼稚園入園を権利として要求できるとしたことに関連して、学童保育所に対しても同様の考えについての議論が始まった。ただし、就学児童の場合には学童保育所以外にも

いくつかの選択肢がある。たとえば、年齢混合の児童通園施設(KITA)、学校や幼稚園の施設を利用したもの、民間奉仕団体の提供するものなどである。

これらの他に、両親自助グループ(Eltern-Selbsthilfegruppen)による保育活動がある。自主管理幼稚園や、両親-子どもグループ、小さな親子クラブ、親子協会、母親センターなどであり、両親がイニシアティブをとって成立したものである。保育所などの不足がこの種のグループを生じさせるわけであるが、それだけではなく、親たちの望む保育を実現させようという動機や、親同士の交流の場を求めるといった動機も背景にある。連邦中至る所にみられるが、ベルリンは特にこの動きが盛んで1994年で約460のグループが登録されているといわれる。登録されると青少年福祉協会などから財政的支援を受けることができる。近年、自助グループと既存の保育施設との協力活動を進めることが重要な課題となってきた。

乳幼児の保育を一方で支えているのが家庭託児保育(Familientagespflege)である。これは保育園などの施設ではなく、保育ママなどの家庭で保育するものである。法的に支えられた保育ママによる家庭保育というやり方は、ドイツでは決して長い伝統のあるものではない。1970年代以降、多くの議論を経て、3歳以下の子どもを家庭で保育することは保育園等の施設保育と同等であり、二者択一であると確認された。保育ママは役所の許可を必要とせず、資格も要求されていない。直接に両親と交渉して仕事をする。ゆえに、保育ママの質の確保、労働者としての地位の安定など課題もあるが、家庭で乳幼児を育てるといった環境的利点は認められている。家庭託児保育の団体に州が補助金を出している

ところもある。

0~14才の子どものための保育施設の概観を(表1)に示す。

保育所、幼稚園、学童保育所の定員、その該当年齢児における割合、設置者の公私の別を(表2)~(表10)に示す。

4. 保育者

ドイツの保育施設で働く保育者の教育や資格は様々である。資格や養成課程に連邦で統一した決まりはないが、保育士(Erzieherin/Erzieher)が保育施設における最大の勢力である。保育者養成教育は児童青少年福祉にかかわる仕事に携わる人材を養成する教育の中に広く組み込まれている。

保育施設従事者の資格の各施設での割合、それらの資格を得る学校や教育の内容、学校での授業科目などを(表11)~(表13)に示す。

(表12)に示した様々な職業教育の課程は、組織上も構造上も内容上もお互いに関わりがない。別の職業資格を得たいと思えばその都度その教育課程を終了しなければならない。この10年来、この教育構造は専門家の批判するところとなっている。現実にそれぞれの教育の境界が明確であると、他の資格の学校への移行や、継続教育を受ける可能性を狭めてしまう。その結果、今日では仕事の分野によって明白にヒエラルキー構造が出来上がっている。どの職業教育の終了資格を持つかによって、到達できる仕事や地位、報酬が決まる。教育課程のより高いものを望む人がいるのは、そうすればするほど仕事の可能性も広がり、現場での地位も高くなることを知っているからである。専門家たちの間では、保育に関する教育の全体的見直し、内容的な調整、職業教育と継続教育の関連、相互交流のある流動的なシステムの構築などが話し

合われている。改革のための提言として、たとえば、一つの職業教育の場で段階的に資格を得ることのできる制度や、様々な科目の互換性を基礎に置いた継続教育の見直しなどが言われている。

現実の制度をみると、これらの職業教育において連邦の16州をその支配下に置く単一の規則というものはない。それぞれの州が独自の州法において教育課程について定めている。この状況は1990年以来、旧東側の各州にも該当することになった。旧東ドイツにおいては、子どもにかかわる保育関係の職業教育は明白に他の教育と分けられ、単一で組織されていた。つまり、保育所教師、幼稚園教師、学童保育所教師と別々の職業教育の場が設けられていた。ただ、学童保育所教師は制限つきであるが小学校の授業をする資格を持っていた。統一の過程で、この職業教育の制度は旧西ドイツの構造に適合することとなり、今日、どの州においても、保育所、幼稚園、学童保育所といった単一の職場にのみ限定された職業教育は存在しない。終了した学校の種類による職場での序列化を指摘されることはあっても、すべて保育に関する職業教育課程は、広い分野に適応することをめざして、他の教育的、社会教育的分野で働く資格をも共通して与えている。

職業教育に関する協議は、連邦レベルでは連邦-州-委員会 (Bund-Länder-Kommission, BLK) において全体的な枠組みが取り決められるが、それは各州特有の事情に対応できる余地を多く残すものである。州の関係では州の文部大臣が集う会議 (Kultusministerkonferenz, KMK) がある。

参考文献

Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, 1997 Die Familie im Spiegel der amtlichen Statistik.

Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, 1996 Kinder in Tageseinrichtungen und Tagespflege.

Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, 1996 Kinder- und Jugendhilfegesetz (Achstes Buch Sozialgesetzbuch)

Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, 1998 Statistische Angaben zur Tagesbetreuung von Kindern in der Bundesrepublik Deutschland.

David, T. 1993 Educational Provision for our Youngest Children: European Perspectives. Paul Chapman

Deutsches Jugendinstitut e.v. 1998 Tageseinrichtungen für Kinder Pluralisierung von Angeboten.

小宮山潔子 1997 「主要国の保育の現状-ドイツ」, 「ドイツの保育の課題-東西統一後の変動する保育の実情について」 日本保育学会編『諸外国における保育の現状と課題』世界文化社

Oberhuemer, P. & Ulich, M. 1997 Kinderbetreuung in Europa-Tageseinrichtungen und pädagogisches Personal. Beltz

Statistisches Bundesamt 1994 Sozialleistungen (Fachserie 13) Tageseinrichtungen und Tagespflege.

(表1) 0～14歳の子どものための保育施設

1994年の数字。連邦統計局 1996

施設	子どもの年齢/ 対象年齢児に 対する供給の割合	開園時間	経営主体	所管
保育園	0～3歳 3歳以下の子 どもの6.3%が 入園できる数	全日保育	公立 あるいは 私立	社会、青少年 担当省 ほか類似の省
幼稚園	3～6歳 3～6歳児の 90.7%が入 園できる数	多様である 午前保育 昼の中断を含 んで14時頃まで 全日保育 など	私立 あるいは 公立	社会、青少年 担当省 ほか類似の省
年齢混合児童 通園施設 (KITA)	4ヶ月～6歳 (ノルトライ ン-ウェストフ アーレン) 3～12歳 (モデル施設)	大部分全日保育	私立 あるいは 公立	社会、青少年 担当省 ほか類似の省
就学前クラス/ 学校幼稚園	5歳 就学前クラス 1.7% (1990年 旧西ドイツ) 学校幼稚園 1.7% (1990年 旧西ドイツ)	午前中	公立 (バイエルンと バーデン-ヴェ ルテンベルクを 除く)	教育省 ほか類似の省
学童保育所	6～10歳ないし 6～12/14歳 6～10歳の 11.6% 6～12歳の 7.9%	下校後 (時に登校前) 通常 17:00 まで	公立 あるいは私立	社会、青少年 担当省 ほか類似の省
家庭託児保育 (保育ママ)	0～3歳 (時にはもう少 し年長児も) 0～3歳児の 1.8% (1990年, 旧西ドイツ)	個別交渉による		社会、青少年 担当省 ほか類似の省

(出典) Oberhumer/Ulich (1997) 『Kinderbetreuung in Europa』 Beltz S. 88

(表2) 1980~1994年 各州別保育所定員数 (K I T Aを含む)

(青少年援助統計による)

州	1980	1986	1990	1991	1994
バーデン-ヴュルテンベルク	2,990	3,442	3,881		4,318
バイエルン	3,401	3,004	3,414		4,136
ベルリン					24,805
西ベルリン	9,469	10,814	11,764		12,039
東ベルリン				28,698	12,766
ブランデンブルク				49,941	21,292
ブレーメン	79	142	390		1,218
ハンブルク	3,923	4,130	4,699		5,655
ヘッセン	1,872	2,240	3,333		3,946
メクレンブルク- フォアポンメルン				30,584	11,507
ニーダーザクセン	1,540	1,841	3,960		3,909
ノ르트ライン- ヴェストファーレン	1,956	1,816	5,115		8,884
ラインラント-プファルツ	519	408	696		1,186
ザールラント	164	115	259		545
ザクセン				69,014	23,592
ザクセン-アンハルト				36,086	19,553
シュレスヴィヒ- ホルスタイン	191	401	642		1,228
チューリングン				40,957	14,979
ドイツ全体					150,756
旧西ドイツ地域	26,104	28,353	38,153		47,064
旧東ドイツ地域と 東ベルリン				255,280	103,689

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

『Statistische Angaben zur Tagesbetreuung von Kindern in der Bundesrepublik Deutschland』

(表3) 1980～1994年 各州別年齢対象児100人に対する保育園定員の割合

(KITAを含む) (青少年援助統計による)

州	1980	1986	1990	1991	1994
バーデン-ヴュルテンベルク	1.1	1.2	1.1		1.2
バイエルン	1.0	0.9	0.9		1.0
ベルリン					28.7
西ベルリン	18.6	19.8	17.9		19.1
東ベルリン				70.1	54.4
ブランデンブルク				64.6	54.1
ブレーメン	0.5	0.9	2.0		6.4
ハンブルク	10.4	11.0	9.8		11.9
ヘッセン	1.2	1.5	1.8		2.1
メクレンブルク- フォアポンメルン				50.0	39.0
ニーダーザクセン	0.7	0.9	1.6		1.5
ノルトライン- ヴェストファールン	0.4	0.4	0.9		1.5
ラインラント-プファルツ	0.5	0.4	0.5		0.9
ザールラント	0.6	0.4	0.8		1.7
ザクセン				51.9	32.8
ザクセン-アンハルト				43.4	42.9
シュレスヴィヒ- ホルスタイン	0.3	0.6	0.7		1.4
テューリンゲン				54.0	36.4
ドイツ全体					6.3
旧西ドイツ地域	1.5	1.6	1.8		2.2
旧東ドイツ地域と 東ベルリン				58.2	41.3

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

『Statistische Angaben zur Tagesbetreuung von Kindern in der Bundesrepublik Deutschland』

(表4) 1990～1994年の保育所（K I T Aを含む）の経営主体の割合（％）

(青少年援助統計による)

	1990		1994	
	旧西ドイツ	旧東ドイツと 東ベルリン	旧西ドイツ	旧東ドイツと 東ベルリン
公立	49.17	96.95	52.85	81.54
私立	48.71	3.05	47.15	18.46
個人	2.12			

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

『Statistische Angaben zur Tagesbetreuung von Kindern in der Bundesrepublik Deutschland』

(表5) 1980～1994年 各州別幼稚園定員数 (K I T Aを含む)

(青少年援助統計による)

州	1980	1986	1990	1991	1994
バーデン-ヴュルテンベルク	302,466	308,936	336,039		395,714
バイエルン	218,427	238,329	263,666		366,473
ベルリン					88,206
西ベルリン	26,988	34,618	39,037		38,991
東ベルリン				63,089	49,215
ブランデンブルク				130,056	93,814
ブレーメン	10,897	13,238	13,367		15,032
ハンブルク	20,849	20,169	21,968		28,964
ヘッセン	152,807	144,757	153,526		176,578
メクレンブルク- フォアポンメルン				87,772	65,491
ニーダーザクセン	117,477	121,886	150,830		198,741
ノ르트ライン- ヴェストファレン	375,491	377,225	407,799		450,615
ラインラント-プファルツ	102,754	110,698	117,040		144,938
ザールラント	29,721	29,181	30,537		33,873
ザクセン				199,551	157,243
ザクセン-アンハルト				106,489	93,106
シュレスヴィヒ- ホルスタイン	35,831	39,346	49,813		68,904
テューリンゲン				126,349	93,996
ドイツ全体					2,471,688
旧西ドイツ地域	1,393,708	1,438,383	1,583,622		1,918,823
旧東ドイツ地域と 東ベルリン				713,306	552,865

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

『Statistische Angaben zur Tagesbetreuung von Kindern in der Bundesrepublik Deutschland』

(表6) 1980~1994年 各州別年齢対象児(3~6.5歳)100人に対する

幼稚園定員の割合(KITAを含む)

(青少年援助統計による)

州	1980	1986	1990	1991	1994
バーデン-ヴュルテンベルク	92	90	90	-	92
バイエルン	58	59	62	-	76
ベルリン	-	-	-	-	70
西ベルリン	47	55	56	-	-
東ベルリン	-	-	-	101	-
ブランデンブルク	-	-	-	106	97
ブレーメン	53	68	65	-	66
ハンブルク	48	46	45	-	51
ヘッセン	82	78	78	-	78
メクレンブルク- フォアポンメルン	-	-	-	90	89
ニーダーザクセン	47	49	57	-	64
ノルトライン- ウェストファールン	66	66	64	-	63
ラインラント-プファルツ	85	86	84	-	90
ザールラント	90	82	82	-	84
ザクセン	-	-	-	99	98
ザクセン-アンハルト	-	-	-	84	92
シュレスヴィヒ- ホルスタイン	42	46	55	-	65
チューリンゲン	-	-	-	107	102
ドイツ全体	-	-	-	-	77
旧西ドイツ地域	67	68	69	-	73
旧東ドイツ地域と 東ベルリン	-	-	-	98	96

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

『Statistische Angaben zur Tagesbetreuung von Kindern in der Bundesrepublik Deutschland』

(表7) 1990～1994年の幼稚園(KIT Aを含む)の経営主体の割合 (%)

(青少年援助統計による)

	1990		1994	
	旧西ドイツ	旧東ドイツと東ベルリン	旧西ドイツ	旧東ドイツと東ベルリン
公立	30.75	94.90	34.22	78.96
私立	68.80	5.10	65.78	21.04
個人	0.45			

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

『Statistische Angaben zur Tagesbetreuung von Kindern in der Bundesrepublik Deutschland』

(表8) 1980～1994年 各州別学童保育所定員数 (K I T Aを含む)

(青少年援助統計による)

州	1980	1986	1990	1991	1994
バーデン-ヴュルテンベルク	10,404	11,947	11,859		13,125
バイエルン	19,534	19,431	21,454		24,990
ベルリン					38,279
西ベルリン	15,734	17,920	22,542		22,392
東ベルリン					15,887
ブランデンブルク				91,224	93,830
ブレーメン	2,673	588	3,499		4,044
ハンブルク	9,214	9,338	10,441		12,703
ヘッセン	15,355	11,581	16,012		17,700
メクレンブルク- フォアポンメルン				48,704	49,692
ニーダーザクセン	5,990	6,507	9,280		10,091
ノルトライン- ヴェストファールン	21,646	20,291	25,245		29,950
ラインラント-プファルツ	1,906	2,010	3,683		5,013
ザールラント	517	637	814		997
ザクセン				106,932	121,925
ザクセン-アンハルト					1,071
シュレスヴィヒ- ホルスタイン	2,700	2,624	3,960		4,770
テューリンゲン					2,100
ドイツ全体					430,280
旧西ドイツ地域	105,673	102,874	128,789		145,775
旧東ドイツ地域と 東ベルリン				246,860	284,505

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

『Statistische Angaben zur Tagesbetreuung von Kindern in der Bundesrepublik Deutschland』